

区	分	項	目	北大阪急行線延伸事業に伴う道路復旧工事(その5) 特記仕様書						
総	則	摘	要	<p>(適用)</p> <p>本工事の施工にあたっては、本特記仕様書によるほか、大阪府都市整備部の「土木請負工事必携」(「土木工事共通仕様書」、「土木工事共通仕様書附則」、「土木工事施工管理基準」及び提出書類様式、各種基準・要綱等をいう。)によるものとし、原則として契約前に入札公告(随意契約による場合は見積り依頼)時における本特記仕様書交付開始日での最新版を適用するものとする。ただし、それ以降に改正等があった場合は、契約期間中に受発注者間で協議の上、必要に応じて最新版の適用に代えるものとする。</p> <p>なお、土木請負工事必携は以下のホームページに掲載している。</p> <p>(https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/index.html)</p> <p>(優先順位)</p> <p>建設工事請負契約書第1条に定める設計図書の特記仕様書の優先順位は、①質問回答書(連絡事項登録を含む。)、②特記仕様書、③図面(数量総括表を含む。)、④土木工事共通仕様書附則、⑤土木請負工事必携(④を除く。)とする。</p> <p>(見積参考資料)</p> <p>設計図書のほかに提示する見積参考資料は、あくまでも見積の参考資料であり、入札参加者の適正・迅速な見積に供するため参考に示した一資料に過ぎず、契約上の拘束力を何ら生じるものではない。このため、施工方法等工事目的物を完成させるために必要な一切の手段については、受注者がその責任において定めること。工事の実施に当たっては、この趣旨を十分に理解し、事故発生等を招かないよう、その防止措置に留意すること。</p>						
			工	<p>期</p> <p>(工期日数)</p> <p>工期には、施工に必要な実日数(実働日数)以外に以下の事項を見込んでいる。</p> <table border="1"> <tr> <td>①準備期間</td> <td>50日間</td> </tr> <tr> <td>②後片付け期間</td> <td>35日間</td> </tr> <tr> <td>③雨休率</td> <td>0.7</td> </tr> </table> <p>ただし、工事発注後に抑制期間に変更が生じた場合は監督職員より指示するものとする。</p>	①準備期間	50日間	②後片付け期間	35日間	③雨休率	0.7
①準備期間	50日間									
②後片付け期間	35日間									
③雨休率	0.7									
			工	<p>事</p> <p>の</p> <p>着</p> <p>手</p> <p>(工期始期日)</p> <p>本工事の契約は、議会の議決を要するため、工期始期日は令和6年6月20日を想定している。</p>						
			受	<p>注</p> <p>者</p> <p>相</p> <p>互</p> <p>の</p> <p>協</p> <p>力</p> <p>(関連工事の調整)</p> <p>本工事区間に一部重複・接近して箕面船場阪大前駅北出入口工事を別途発注済のため、施工に際しては、工程等について相互連絡調整を密に行うこと。</p>						
			建	<p>設</p> <p>副</p> <p>産</p> <p>物</p> <p>(建設発生土を再資源化施設等へ搬出する場合)</p> <p>現場内又は工事間流用ができない建設発生土は再資源化施設に搬入するものとする。なお、積算上見込んでいる再資源化施設は以下のとおりであるが、あくまで積算上の条件明示であり、再資源化施設であれば搬入先を指定するものではない。ただし民間埋立処分地等への搬入は不可とする。</p> <p>1. 再資源化等をする施設の積算上の所在地</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>枚方市大峰東町11-3</td> <td>10t車 以下</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 受入条件</p> <p>1) 受入不適なもの Co殻、As殻、根や草(表土除く)、幹、ゴミ、二次製品の含有</p> <p>2) 受入時間 平日 07時30分～18時00分 20時00分～05時00分 但し、日曜日及び祝日は受入休日。</p> <p>3. 受入側の都合により処分先を変更する場合には、監督職員の指示に従うこととし、設計変更の対象とする。</p>	所在地	受入条件	摘要	枚方市大峰東町11-3	10t車 以下	
所在地	受入条件	摘要								
枚方市大峰東町11-3	10t車 以下									

区 分 項 目	北大阪急行線延伸事業に伴う道路復旧工事(その5) 特記仕様書																																			
	<p>(特定建設資材の分別解体等・再資源化等への適切な措置) 本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書の「解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>① 分別解体等の方法 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)</p> <table border="1" data-bbox="539 360 1310 734"> <thead> <tr> <th>工程ごとの作業内容及び解体方法</th> <th>工程</th> <th>作業内容</th> <th>分別解体等の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6"></td> <td>①仮設</td> <td>仮設工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>②土工</td> <td>土工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>③基礎</td> <td>基礎工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>④本体構造</td> <td>本体構造の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑤本体付属品</td> <td>本体付属品の工事 ■有 □無</td> <td>□手作業 ■手作業・機械作業の併用</td> </tr> <tr> <td>⑥その他 ()</td> <td>その他の工事 □有 ■無</td> <td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない</p> <p>② 再資源化等をする施設の積算上の所在地</p> <table border="1" data-bbox="539 815 1310 987"> <thead> <tr> <th>特定建設資材 廃棄物の種類</th> <th>所在地</th> <th>受入条件</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コンクリート塊(有筋)</td> <td>茨木市大字泉原650-1</td> <td>08時00分 ～17時00分</td> <td></td> </tr> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊(切削)(掘削)</td> <td>茨木市大字泉原650-1</td> <td>08時00分 ～17時00分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記②については積算上の条件明示であり、再資源化施設を指定するものではない。 なお、受注者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。</p>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法		①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	特定建設資材 廃棄物の種類	所在地	受入条件	摘要	コンクリート塊(有筋)	茨木市大字泉原650-1	08時00分 ～17時00分		アスファルト・コンクリート塊(切削)(掘削)	茨木市大字泉原650-1	08時00分 ～17時00分	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法																																	
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																	
	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																	
	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																	
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	□手作業 ■手作業・機械作業の併用																																	
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																																	
特定建設資材 廃棄物の種類	所在地	受入条件	摘要																																	
コンクリート塊(有筋)	茨木市大字泉原650-1	08時00分 ～17時00分																																		
アスファルト・コンクリート塊(切削)(掘削)	茨木市大字泉原650-1	08時00分 ～17時00分																																		
施 工 管 理	<p>(試験・規格値) 品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるほか、次の工種については、次表のとおりとする。</p> <p>② 品質管理試験・品質規格</p> <table border="1" data-bbox="539 1211 1394 1391"> <thead> <tr> <th>工 種</th> <th>種 別</th> <th>試験項目</th> <th>試験頻度・品質規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋め戻し工</td> <td>流動化処理土</td> <td>密度(単位体積重量)</td> <td>1回/50m³</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>フロー値の測定</td> <td>1回/50m³</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>ブリーディング率</td> <td>1回/日</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>一軸圧縮強さ</td> <td>1回(3本)/日</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>含水比</td> <td>1回/50m³</td> </tr> </tbody> </table>	工 種	種 別	試験項目	試験頻度・品質規格	埋め戻し工	流動化処理土	密度(単位体積重量)	1回/50m ³	〃	〃	フロー値の測定	1回/50m ³	〃	〃	ブリーディング率	1回/日	〃	〃	一軸圧縮強さ	1回(3本)/日	〃	〃	含水比	1回/50m ³											
工 種	種 別	試験項目	試験頻度・品質規格																																	
埋め戻し工	流動化処理土	密度(単位体積重量)	1回/50m ³																																	
〃	〃	フロー値の測定	1回/50m ³																																	
〃	〃	ブリーディング率	1回/日																																	
〃	〃	一軸圧縮強さ	1回(3本)/日																																	
〃	〃	含水比	1回/50m ³																																	
工事中の安全確保	<p>(近接施工) 本工事区間に隣接して鉄道施設および架空線があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行ない、支障をおよぼさないようにすること。</p> <p>(架空線) 本工事区間に近接する架空線等上空施設は以下のとおりである。受注者は詳細について、現場で確認すること。</p> <table border="1" data-bbox="539 1637 1225 1749"> <thead> <tr> <th>施設の種類の</th> <th>所有者</th> <th>条件等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>架空線</td> <td>NTT</td> <td>-</td> <td></td> </tr> <tr> <td>架空線</td> <td>関西電力</td> <td>-</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>施工中の保安措置について 建設機械等のブーム、ダンプトラックのダンプアップ等により、接触・切断の可能性がある場合は、以下の保安措置について、監督職員と協議を行い実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 架空線上空施設への防護カバーの設置 2. 工事現場の出入り口等における高さ制限装置の設置 3. 架空線等上空施設の位置を明示する看板等の設置 4. 建設機械ブーム等の旋回・立入り禁止区域等の設定 5. 近接して施工する場合は監視員等の配置 	施設の種類の	所有者	条件等	備考	架空線	NTT	-		架空線	関西電力	-																								
施設の種類の	所有者	条件等	備考																																	
架空線	NTT	-																																		
架空線	関西電力	-																																		

区 分 項 目	北大阪急行線延伸事業に伴う道路復旧工事(その5) 特記仕様書																				
	交通安全管理	(交通誘導警備員の配置について) 交通誘導警備員の配置条件については、下表のとおりとし、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果又は、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。																			
		工 種	配置場所	交通誘導警備員	編 成	交代要員	備 考														
		全工種	1地点	1名/日 3名/日	交通誘導警備員A 交通誘導警備員B	無し 無し															
<p>※「高速自動車国道」、「自動車専用道路」及び「都道府県公安委員会が道路における危険を防止するために必要と認めた認定道路」において、警備業者による交通誘導警備業務を行う場合、交通誘導警備業務検定〔1級又は2級〕の合格証明証の交付を受けた警備員の配置が必要となる。なお、交通誘導警備員A,Bの定義は以下のとおり。</p> <p>・交通誘導警備員A:警備業者の警備員(警備業法第2条第4項に規定する警備員をいう。)で交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう。)に従事する交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員。</p> <p>・交通誘導警備員B:警備業者の警備員で、交通誘導警備員A以外の交通の誘導に従事するもの。</p> <p>(交通切り替え) 現道上における交通処理の切り替え回数は、2回としている。</p>																					
	官公庁への手続等	(支障物件等) 本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業と連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支障物件</th> <th>管理者</th> <th>位置</th> <th>企業者との協議</th> <th>移設期間</th> <th>工事方法</th> <th>立会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電 柱</td> <td>〇〇電力</td> <td>NO.〇〇 NO.〇〇</td> <td>済</td> <td>〇月〇〇日</td> <td>移設</td> <td>不要</td> </tr> <tr> <td>下水管</td> <td>〇〇市役所</td> <td>NO.〇〇 NO.〇〇</td> <td>済</td> <td>〇月〇〇日</td> <td>防護</td> <td>要</td> </tr> </tbody> </table>	支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会	電 柱	〇〇電力	NO.〇〇 NO.〇〇	済	〇月〇〇日	移設	不要	下水管	〇〇市役所	NO.〇〇 NO.〇〇	済	〇月〇〇日
支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会															
電 柱	〇〇電力	NO.〇〇 NO.〇〇	済	〇月〇〇日	移設	不要															
下水管	〇〇市役所	NO.〇〇 NO.〇〇	済	〇月〇〇日	防護	要															
	施工時期等の変更	(施工時間) ③(夜間施工の場合で作業時間を指定しない場合) 埋戻し以降の施工は、夜間とするが、箕面警察と協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。																			
材 料	工事材料の品質・検査(確認)	(品質証明書等) 受注者は、工事に使用する材料のうち土木工事施工管理基準 品質管理基準及び規格値に示す材料の他に、下記の材料及び監督職員の指示した材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。																			
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>確認材料名</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>埋戻し工</td> <td>流動化処理土</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	確認材料名	摘 要	埋戻し工	流動化処理土														
区 分	確認材料名	摘 要																			
埋戻し工	流動化処理土																				
(仮設工)	仮設工一般	(存置物の処理) 覆工板は従前工事において設置したものを使用する。ただし、使用後は撤去のうえ監督職員と協議し、所定の場所に返納するものとする。																			
電 気 契 約	道路照明灯等	道路照明灯等の設置、撤去、移設工事を行う際に必要となる、電気の需給契約やその変更、廃止等の手続きについては、最新版の『道路照明灯電気契約事務に係る要領書』の要領に基づき、受注者において確実に実施しなければならない。																			
そ の 他	働き方改革	【遠隔臨場】 本工事は遠隔臨場の試行対象工事とする。当該工事現場において発注者と遠隔臨場(スマートフォン可)を試行し、受発注者において生産性向上が図られる場合は継続して活用するものとする。 詳細については、以下を参照のこと。 https://www.pref.osaka.lg.jp/jigyokanri/giken/enkakurinjyo.html																			

区 分	項 目	北大阪急行線延伸事業に伴う道路復旧工事(その5) 特記仕様書				
総 則	現場発生品	<p>3. (発生材料を当該工事に使用し残量について納入させる場合)</p> <p>① 在来施設の撤去により生じた現場発生品は、当該工事に使用するものとし、残量については、下記の場所まで運搬のうえ引渡しするものとする。</p> <table border="1" data-bbox="555 286 1066 383"> <thead> <tr> <th data-bbox="555 286 810 315">現場発生品</th> <th data-bbox="810 286 1066 315">引渡場所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="555 315 810 383">覆工板</td> <td data-bbox="810 315 1066 383">別途指示</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、上記以外の材料が発生した場合は、監督職員の指示によるものとする。</p>	現場発生品	引渡場所	覆工板	別途指示
現場発生品	引渡場所					
覆工板	別途指示					
	工事中の安全確保	<p>(近接施工)</p> <p>本工事区間に隣接して北大阪急行の鉄道施設があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会のうえ、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行ない、支障をおよぼさないようにすること。</p>				
	環境対策	<p>(超低騒音型の使用)</p> <p>「超低騒音型建設機械を使用する必要がある場合」</p> <p>本工事の施工にあたっては「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき低騒音型建設機械の使用原則を図る地域でないことを受注者で確認し、それが確認できない場合、「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年建設省告示第1536号)に基づき指定された下記の超低騒音型建設機械を使用するものとする。ただし、これにより難しい場合は、必要書類を提出し監督職員と協議するものとする。</p>				
	現場代理人の取扱い	<p>(適用除外)</p> <p>本工事については、現場代理人の常駐義務の緩和措置を適用しない。</p>				